

平成 26 年 5 月 2 日

松阪市議会議長  
中島清晴様

議員 海住恒幸

研修参加報告

地方議員セミナー「子ども・子育て支援新制度と自治体行政」  
(主催・保育研究所)

開催日 平成 26 年 4 月 19 日 (土)  
会場 TKP 名古屋ビジネスセンター  
(名古屋市中村区)

はじめに

平成 27 年 4 月実施に向け準備が進められている子ども・子育て支援新制度について理解を深めたいと考え、このセミナーに参加した。

新制度は、平成 24 年 8 月に公布された「子ども・子育て支援」関連 3 法に基づく。戦後作られた保育園・幼稚園の制度を初めて変えるものと言われている。法律は出来たが、法では制度全体の大枠を決めただけで具体的な運用は自治体に委ねられている。制度が変わるのは来年 4 月であるので、今年度秋には利用者への説明も必要となるであろうが、条例はまだ出来上がっていない。自治体として府・省からの方向性の内示を待っているためだ。地方分権のもとで自治体は条例制定権の拡大を得たわけであるが、実態は国からの指示を待つもので、いったいどのような条例案が出来上がってくるのであろうか。タイムリミットを考えれば、おそらく、9 月議会への議案提案となることだろう。議決責任が大きくなった議会は、十分な審議を行う知識をもって臨むことができるのだろうか。制度の変更が大きく、わたし自身の理解もまだこれからだ。なにがどう変わる事なのか、はたして、なんのための制度改革なのか、制度が変わることによって子育てを支援していく環境は優れたものとなっていくのか、また、財源は、等々、とりあえず、知らなければ、責任ある審議、議決ができない。とりあえずは、そういう段階なのである。

わかりくさ

一時期、幼保一体型の認定子ども園が注目を集めた。今回の法改正の中にも認定子ども園法の改正が含まれており、同一の用語でありながら子ども園の内

容が変わったことに見られるように、理解のツボを押さえておくことの難しさがある。正直、議員向けの研修会に参加しても配布される資料が膨大すぎて理解とはほど遠いのが現状である。また、法案の段階で当初提案したのが民主党政権時代で、その時点で自民党が反対し、民主・自民・公明の合意によって内容の修正を図ったことに対して理解の度合いの混乱があるのかもしれない。

#### 法が対象とする領域

3法は、子ども・子育て支援法と、改正認定こども園法、関連法（児童福祉法や児童手当法など50数本の一括改正）から成る。これに伴って松阪市では、10月から始まる来年度入園児募集に間に合わせるため、子ども未来課所轄の保育園の設置基準、地域型保育基準、放課後児童クラブの設置基準、家庭型保育の基準に関する4条例案を、幼稚園関係の条例は教育委員会があたるが、「国が言っているのはざっくりとした枠なので、条例化が必要かどうかは子育て会議の審議の状況を見て考えたい」と言うなど方向性が見えていないのが実情だ。そもそも、保育園のほうは公立・私立とも市町村の責任において保育をおこなうことが児童福祉法24条1項に位置付けられてきただけに行政的関与も大きい。任意の教育とされる幼稚園に関しては公立においては設置者責任はあるものの、私立に対しては市としては関与すべき事柄がなかった。そのところにおいて、今回の法改正に伴う条例改正の必要とされる方向性が見定まっていない。国の示す方向性待ちという姿勢しか見えてこない。

#### 新制度のメリットは何だろうか

内閣府と文部科学省、厚生労働省が平成25年4月に作成した資料には、急速な少子化の進行と結婚・出産・子育てを取り巻く環境的要因との関係を示す中で、子ども・子育て支援が量・質ともに不足し、子育ての孤立感と負担感の大きさ、深刻な待機児問題があるとして、「質の高い幼児期の学校教育」、「保育の量的拡大・確保」の必要性が挙げられている。その必要にこたえるための子ども・子育て支援関連3法というわけだ。

ということは「質の高い幼児期の学校教育」の必要ということに対応するのが幼稚園ないしは認定こども園、「保育の量的拡大・確保」ということにかんしては従来からの保育園に加え、地域型保育、家庭型保育など多様な保育機能の確保ということになる。保育園を除き、これらのサービス提供事業者と利用者との間の直接契約による保育や教育を確保するもので、行政の役割と責任は子育て支援金の給付である。行政の責任は、サービス提供事業者の設置基準づくりである。それに基づき、新規事業参入が促され、「保育の量的拡大・確保」につながるということが想定され、さながら介護保険サービスの事業者の増加のような現

象が「子ども・子育て支援」業界として市場が形成されるのかもしれない。

ただし、新たな制度は、都市部で追いつかない施設整備に対する量的充足を図ろうとする制度のようで、そのための財源確保を消費税率増で対応を図ったもので、保育の本質的な役割の向上をどこまで担えるものなのか、そして、検討はされているのか不明である。

また、大都市圏ではない地方都市において、新しい制度は、従来制度とはどう違った意味をもつものなのか、いまだにわからない。現場への聴き取りを含めたさらなる調査が必要な事案である。

以上